第1号様式

沖縄県離島住民割引運賃カード交付申請書

久米島町長 殿

交付区分	該当する箇所を囲んでください。 **新規 ・ 更新 ・ 再交付（ 記載事項変更 ・ 紛失 ・ 破損 ・ 汚損 ）**
対象者区分	該当する箇所の番号を囲んでください。 **1 離島住民**　久米島町内に居住し、住民登録を行っている者（島内の小・中・高校に通学する学生等を含む） **2 離島出身学生等**　上記の「1.離島住民」以外の者で久米島町から住所を異動し、学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める学校に在学する者（父母又はそのいずれかの一方が久米島町内に居住し、住民登録を行っている場合に限る） ※ 対象者区分が「離島出身学生等」の場合は、以下についても記入してください。 父母等の氏名：　（続柄：　） 父母等の住所：　久米島町字 卒業予定年月日：　年　月　日

沖縄県離島住民割引運賃カードの交付を受けようとする者	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・令和　年　月　日（　歳）
	住　所	久米島町字
	電話番号	

（特記事項） 再交付の申請をする場合は、その理由等について、簡潔に記入してください。

※次の欄は、本人以外の者が本人に代わって申請するときに記入してください。

代理人記入欄	氏 名		申請者との関係	
	住 所	久米島町字	電話番号	

（注意事項）

1 申請書を提出する際は、写真（3か月以内に撮影した正面の顔写真、縦30mm横25mm、無背景）、本人証明書（運転免許証、健康保険証等）の書類を併せて提出してください。

2 申請人以外の者が申請する場合は、必ず委任状を提出してください。委任状がなければ申請を行うことができません。 但し、次に掲げる場合は委任状の提出を省略することができます。
①親族が同居する小学生及び中学生並びに高齢、心身の障害又は盲目により自ら申請書を記載することができない者に代わって代理申請する場合で、同居の事実が確認できる場合。
②福祉施設の長及び民生委員（これに類する者を含む。）が、高齢、心身の障害又は盲目により自ら申請書を記載することができない者に代わって代理申請する場合。

3 対象区分が、離島出身学生等の場合、在学証明書の提出が必要です。

4 新しいカードの交付を受ける場合は、現在所持しているカードを関係市町村に返却してください。
また、紛失したカードが見つかったときは、速やかに関係市町村に返却してください。

※事務処理記載欄

担当	本人確認資料	代理人の確認資料
	□運免（車・船・　）□保険証　□個カ　□旅券 □離カ　□ その他（	□運免（車・船・　）□保険証　□個カ　□旅券 □離カ　□ その他（